⑸　平成18年度以降に、元請として完成及び引渡しが完了した次に掲げる施工実績を有すること。なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)
　ⓐ　舗装施工面積60,000㎡以上の排水性舗装（高機能舗装を含む）工事
　ⓑ　高速道路または高速道路以外の自動車専用道路における車線規制を実施した工事（片側交互規制の実績についても車線規制の実績として認める。路肩規制の実績は車線規制の実績として認めない。）
⑹　当該工事に係る設計業務等の請負人または当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3　入札手続等
⑴　担当部署　東日本高速道路株式会社　関東支社　技術部　調達契約課　節田　邦行　〒330―0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町１―11―20　電話048―631―0020
⑵　契約図書の交付期間、場所及び方法
　①　交付期間　平成28年８月16日から平成28年９月13日まで。
　②　交付場所　上記⑴に同じ。
　③　交付方法　当社ホームページに掲載する。
⑶　確認申請書等の提出期間、場所及び方法
　①　提出期間　平成28年８月17日から平成28年９月13日まで。
　②　提出場所　上記⑴に同じ。
　③　提出方法　電子入札システム、郵送（書留郵便または信書便）または持参。
⑷　入札書の提出期限、場所、方法及び開札日時
　①　入札書の提出
　　㈠　提出期限　平成28年11月17日（木）午後４時
　　㈡　提出場所　上記⑴に同じ。
　　㈢　提出方法　電子入札システムまたは郵送（書留郵便または信書便）。
　②　開札日時　平成28年11月18日（金）午前10時30分
⑸　落札者の決定方式　総合評価落札方式（技術提案評価型【施工体制確認型併用】）

4　その他
⑴　契約の手続においては日本語及び日本国通貨を使用する。
⑵　入札保証　必要　契約保証　必要
⑶　支払条件
　㈠　前金払　有
　㈡　部分払　有
⑷　手続における交渉の有無　無
⑸　契約書作成の要否　要（電子契約による）
⑹　本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑺　関連情報を入手するための照会窓口は、上記３⑴に同じ。
⑻　詳細はホームページに掲載する入札公告（説明書）による。

5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Tomomichi, Takahashi, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Tokyo-Gaikan Expressway Ichikawa paving work
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 13 September 2016
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. 17 November 2016.
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for tender documentation : Kuniyuki Fushida, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragicho, Omiya-ku, Saitama-City, Saitama, 330―0854 TEL : 048―631―0020

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年 8 月 16 日
本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長　三原　修二

◎調達機関番号　422　◎所在地番号　28

○本州四国連絡高速道路株式会社公告平成 28 年第５号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　ＥＴＣ設備更新他工事
⑶　工事場所
　神戸淡路鳴門自動車道
　　兵庫県神戸市西区見津が丘（神戸西ＩＣ）～徳島県鳴門市撫養町木津（鳴門ＩＣ）
　瀬戸中央自動車道
　　岡山県都窪郡早島町（早島ＩＣ）～香川県坂出市川津町（坂出ＩＣ）
　西瀬戸自動車道
　　広島県尾道市高須町（西瀬戸尾道ＩＣ）～愛媛県今治市山路（今治ＩＣ）
⑷　工事内容　本件は、神戸淡路鳴門自動車道、瀬戸中央自動車道及び西瀬戸自動車道のＥＴＣ設備更新及び（仮称）中川原スマートインターチェンジＥＴＣ設備の整備を行うものである。
⑸　工事概算数量
　機器製作工　１式
　料金所設備　１式（38料金所）
　路側設備　１式（84レーン）
　路側設備（ＳＩＣ）　１式（４レーン）
⑹　工期　契約締結の日の翌日から平成33年２月28日まで
⑺　本工事は、入札時に、技術資料作成要領に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての「工事目的物の性能、機能（品質の安定性）」及び「安全対策」に関する提案（以下「技術提案」という。）を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
　また、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　次の各号の一に該当しない者であること。
　①　建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定に基づく国土交通大臣又は知事の許可及び同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。）第１第１号の２に規定する審査基準日が入札及び開札の日の１年７月前の日以後のものに限る。）を受けていない者
　②　前号に規定する経営事項審査を受けているが、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書の雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」となっている者（ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に、当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものを除く。）
　③　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
　④　本四会社の過去２年以内において次の㈠から㈦までの一に該当したと認められる者
　　㈠　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
　　㈡　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
　　㈢　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
　　㈣　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者
　　㈤　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
　　㈥　本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者
　　㈦　その他本四会社に著しい損害を与えた者
　　㈧　㈠から㈦までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者